

PTA会則の改正について（案）

会則一部改定案 新旧対照表

改正後	現行
<p>第二章 事業</p> <p>第4条 <事業> 本会はその目的達成のために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生徒の健全育成に関する事業 2. 会員の研修に関する事業 3. 学校の施設・設備の改善と充実にに関する事業 4. 緊急事態宣言など、不測の状況下では、学校と協議し可能な範囲での事業 5. その他本会の目的達成に必要な事業 	<p>第二章 事業</p> <p>第4条 <事業> 本会はその目的達成のために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生徒の健全育成に関する事業 2. 会員の研修に関する事業 3. 学校の施設・設備の改善と充実にに関する事業 4. その他本会の目的達成に必要な事業
<p>第五章 会議</p> <p>第17条 <総会></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>総会は正会員をもって構成し、最高議決機関である。</u> 2. <u>総会は定期総会、臨時総会とする。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>定期総会</u>は毎年、年度初めに開催し、次の事項の審議をし、議決、承認を得る <ol style="list-style-type: none"> ア 前年度の事業並びに決算報告 イ 前年度会計監査報告 ウ 新年度本部役員候補者の報告 エ 新年度事業計画及び予算 オ その他必要な事項 (2) 総会は会員の2分の1の出席をもって可決する（委任状を含む） (3) 議決は出席者数の過半数をもって可決する（委任状を含む） (4) <u>臨時総会</u>は会長が必要と認めた時、もしくは、会員からの要求に対し、本部役員会がその必要性を認めるとき、所要の措置を講じ、開催する (5) <u>総会</u>は会長が必要と判断した時、書面等による総会とすることができる それに際し、ホームページなどを利用し、電子を含む書面等の採決を可能とする また会の成立は、前項の規定2. 及び3. を必要とする 	<p>第五章 会議</p> <p>第17条 <総会></p> <p>総会は毎年、年度初めに開催し、次の事項の審議をし、議決、承認を得る。 総会は会員の2分の1の出席をもって可決する。（委任状を含む） 議決は出席者数の過半数をもって可決する。（委任状を含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前年度の事業並びに決算報告 2. 前年度会計監査報告 3. 新年度本部役員候補者の報告 4. 新年度事業計画及び予算 5. その他必要な事項